# 物価高騰対応重点支援給付金(10万円/1世帯)のご案内

受給には手続きが必要です

- 物価高騰対応重点支援給付金<u>(1世帯あたり10万円)</u>は、住民税均等 割のみ課税世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

## 給付金の支給額

1世帯あたり10万円

## |給付金の支給時期

確認書を受理、内容を確認した後、 順次支給いたします。

# 支給対象について

### 支給対象となる世帯

令和5年度

#### 「住民税均等割のみ課税」の世帯

※ただし、世帯全員が、住民税課税者に扶養されている場合を除きます。

令和5年12月1日時点で串本町に住民登録のある方へ串本町物価高騰対応重点支援給付金事務局が確認書を送付いたします(要返送)

令和5年12月1日時点で住民登録のある 市区町村から確認書が送付されます。

#### 詳しくは裏面へ

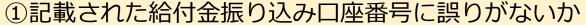
支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

#### 令和5年度住民税均等割のみ課税の世帯

- 対象となる世帯には、市区町村から、給付内容や確認事項が書かれ た確認書が届きます。
- 中身を確認して必要事項を記入し、**返信または**

## 事務局に提出してください。

#### 【確認事項等】



- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯では ないこと
- ③住民税所得割が課されず、うち少なくとも一人が住民税 均等割課税に該当すること
- ④世帯主氏名、確認日、連絡先電話番号を記入



物価高騰対応重点支援給付金の



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な 電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署にご 連絡ください。

## お問い合わせ

串本町物価高騰対応重点支援給付金事務局



**8** 0735-67-7020

受付時間 十日祝日を除く9:00~17:00

